

平成二十年十月三日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一七〇第六号

平成二十年十月三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出新学習指導要領解説書における領土問題の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出新学習指導要領解説書における領土問題の記述に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

文部科学省としては、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の解説において、「北方領土は我が国固有の領土である」とした上で、「我が国と韓国の間には竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」としたところであり、これらの記述により、竹島が北方領土と同様に我が国の固有の領土であることは明確にされているものと考えている。また、文部科学省としては、中学校学習指導要領及びその解説に沿った指導が行われることにより、北方領土問題及び竹島問題を含めた我が国の領域をめぐる問題に関する生徒の理解が一層深まることとなるものと考えている。

三及び六について

お尋ねの担当部局は、いずれも文部科学省初等中等教育局であり、その責任者は金森越哉初等中等教育局長である。

五及び八について

文部科学省としては、中学校学習指導要領の解説における御指摘の記述は、北方領土は、我が国固有の領土であるが、現在、ロシア連邦によつて不法占拠されていることをより正確に記述したものであり、我が国の領域をめぐる問題に関する生徒の理解を深める観点から意義があると考えている。

七について

お尋ねについては、ロシア連邦との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

九について

文部科学省としては、中学校学習指導要領の解説において、竹島について、「北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」と記述しており、北方領土と竹島に関し、生徒に我が国の領域をめぐる問題について理解させる観点から、著しい差異を設けたものとは考えていない。